

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事案件

令和3年3月16日

目 次

	頁
議事 1 令和 2 年度主要事業の実績報告について	
案件 1 第 8 期介護保険事業計画の策定	1
案件 2 第 8 期介護保険事業計画最終案からの変更点	3
案件 3 保健福祉事業の状況	4
案件 4 要介護等の認定に係る状況	4
案件 5 介護保険給付費執行状況	4
案件 6 介護保険料の賦課収納状況	4
案件 7 介護サービス事業者に対する指導等の状況	4
議事 2 令和 3 年度主要事業について	
案件 1 第 8 期介護保険事業計画の運用	5
案件 2 地域包括支援センターの設置法人	1 0
案件 3 地域包括支援センターの運営方針	1 1
案件 4 地域密着型サービス事業者及び特定施設入居者生活介護事業者の 選定について	2 1
議事 3 その他	
案件 1 新型コロナウイルス感染症への対応	2 3
案件 2 第 8 期介護保険運営協議会の委員	

議事 1 令和2年度主要事業の実績報告について

案件 1 第8期介護保険事業計画の策定

1 事業の概要

介護保険法第117条に基づき、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画を令和2年度中に策定するものとしており、高齢者要望等実態調査、介護保険事業計画策定委員会による審議を踏まえ、令和3年3月に計画策定を行った。

2 策定の経緯

① 高齢者要望等実態調査の実施

項目	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	65歳以上高齢者 ※要介護認定者を除く	在宅で生活する要支援・要 介護認定を受けている方
調査数	15,000名	950名
調査期間	令和元年10月1日(火)～ 令和元年11月29日(金)	令和元年7月19日(金)～ 令和元年11月30日(土)
調査票回収数	8,468件	646件

② 策定委員会の開催

期 間 令和2年7月から令和3年1月まで

回 数 策定委員会開催回数 5回

開催会議	議題
第1回事業計画策定委員会 令和2年 7月10日(金)	・第8期計画の構成(案)及び策定年間スケジュールについて ・計画の策定にあたって ・高齢者に関する調査の概要について ・佐賀中部広域連合における現状分析について
第2回事業計画策定委員会 令和2年 9月18日(金)	・基本指針の見直し方針について ・第8期介護保険事業計画の基本的姿勢について ・本計画の具体的な取り組み(地域包括ケア)について
第3回事業計画策定委員会 令和2年11月20日(金)	・第8期介護保険事業計画の構成(案)について ・介護サービスの基盤整備方針について ・高齢者人口、認定者数の推計について ・介護保険事業量の推計と保険料の算定について
第4回事業計画策定委員会 令和2年12月22日(火)	・介護保険事業計画素案について ・第8期介護保険料の算定について
第5回事業計画策定委員会 令和3年 1月26日(火)	・第8期佐賀中部広域連合介護保険事業計画最終案について

③ 広域連合議会

次の議案を提出し、可決

給付費及び保険料に係る予算、介護保険料に係る条例

(会期 令和3年2月8～12日)

案件2 第8期介護保険事業計画最終案からの変更点

1 介護保険事業計画最終案からの変更点一覧

頁番号	内 容	新旧対照
表紙	タイトルに「令和3年度～令和5年度」の計画年度を記載 (第5回策定委員会で指摘あり)	
全体	フォントや書き方の統一	
全体	「西暦(和暦)」の表記について、2025年、2040年以外は西暦なしに統一	
第3章 36頁	基本目標2 3～4行目の部分 就労の記載を削る変更 第4章においては、就労の取組は基本目標1の施策としているため、第4章に合わせる。	有
	基本目標3の部分 高齢者虐待や権利擁護のみ記載していたため、見守り体制と介護者支援の視点を追加	
第4章 66頁	■介護支援専門員を対象とした研修の参加者数の実績と計画の部分 介護支援専門員研修(介護支援専門員協議会との共催)の令和2年度～令和5年度の参加者数を「130人」から「200人」へ変更 実績を上回る目標とするため。	
第6章 76頁	①介護老人福祉施設の部分(第5回策定委員会で指摘あり) 令和5年度以降の介護度別内訳修正 要介護3～5の人数を要介護1、2より多く見込む。	有
第6章 84頁	⑧短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の部分 令和5年度以降の見込みを減少させる修正 ショートステイ低床化の減少分が反映していなかったため。	有
第6章 98頁	表にタイトルを記載(第5回策定委員会で指摘あり) ※全ページにおいて表にタイトルを記載	有
	基金投入を加味しない保険料基準額の部分 令和22年度の基準額を8,563円から8,550円に変更 上記①、⑧を含む給付費の見込みの修正に伴う変更	
101頁 以降	資料編の追加 用語解説、策定委員会設置要綱、委員名簿、開催経緯	

2 新旧対照表

(別添) 介護保険事業計画最終案 変更点新旧対照資料 のとおり

案件 3 保健福祉事業の状況

案件 4 要介護等の認定に係る状況

案件 5 介護保険給付費執行状況

案件 6 介護保険料の賦課収納状況

案件 7 介護サービス事業者に対する指導等の状況

案件 3 から案件 7 までは、別冊資料に掲載

議事 2 令和 3 年度主要事業について

案件 1 第 8 期介護保険事業計画の運用

1 事業計画の周知

① 事業計画書の配布

配布時期 4 月上旬

配布先 広域連合関係市町、地域包括支援センター
介護保険施設、居宅介護支援事業所
医療・福祉・行政の関連団体等

② 事業計画概要版の配布

配布時期 4 月中旬～5 月上旬

配布先 広域連合内全世帯

2 制度改正への対応

① 要介護認定の有効期間の見直し

高齢者の増加に伴う認定事務負担の増大等の中、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、更新認定の直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者の有効期間の上限を 36 か月から 48 か月に拡大

【対応】

- ・対象者 更新申請において、要介護度が変わらなかった方
ただし、有効期間の決定は介護認定審査会に委ねられているため、すべての方が 48 か月になるとは限らない。
- ・適用開始 4 月 1 日申請受付分から（予定）
- ・対象者数 国の試算によると更新認定の約 3 割が直前の要介護度と同じ要介護度と判定されているとしている。
本広域連合においては、令和 3 年度更新認定を 10,000 件と予定しているため、およそ 3,000 件が対象となる。
- ・影響 認定者数が年々増加している中、年間の申請件数も増加傾向にあるため、更新認定の有効期間を拡大することにより、更新認定件数が減少し、申請から認定までの平均期間を短縮することができる。

- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化
要支援者等に加え、要介護者も対象とすることを可能とする等の弾力化

【対応】

弾力化の対象者は、要介護認定を受ける前から、要支援者等として、市町村が補助により実施するサービス（住民主体によるサービス等）を受けていた方であり、継続できるサービスも住民主体によるサービス等に限定される。

現行の利用者に大きな影響を及ぼすものではないため、制度運用に必要な詳細な内容が国から示された段階で、構成市町と協議し、対応を決定する。

- ③ 利用者の費用負担等に関する見直し

ア 施設における食費や居住費について、在宅で介護を受ける方との公平性から、能力に応じた負担となるよう所得段階間の均衡を図る見直し

イ 高額介護（予防）サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、上限額を上げる見直し

【対応】

令和3年8月1日から制度改正の運用開始となるため制度改正の詳細な内容が判明し次第、周知予定。現在のところ、令和3年6月1日からアの施設における食費居住費の更新手続きの開始を予定している。

3 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

① 制度の概要

ア 保険者機能強化推進交付金

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の推進

イ 介護保険保険者努力支援交付金

介護予防、健康づくり等に資する取組

② 令和2年度の構成市町別の得点及び交付金額

事項	保険者機能強化推進交付金 （内示額）	介護保険保険者努力支援交付金 （内示額）	合計	
本広域連合交付金合計	70,555 千円	68,870 千円	139,425 千円	
佐賀市	1160 点 48,063 千円	626 点 47,229 千円	1786 点	
多久市	1040 点 4,583 千円	581 点 4,846 千円	1621 点	
小城市	986 点 8,171 千円	499 点 7,525 千円	1485 点	
神埼市	1045 点 7,001 千円	549 点 6,640 千円	1594 点	
吉野ヶ里町	1003 点 2,737 千円	524 点 2,630 千円	1527 点	
平均点	本広域連合	1046.8 点	555.8 点	1602.6 点
	佐賀県	960.9 点	513.1 点	1474.0 点
	全国	843.1 点	432.0 点	1275.1 点
満点	1575 点	870 点	2445 点	

③ 令和3年度の評価結果

令和3年度の両交付金の評価については令和2年度中に行っており、令和3年度当初予算に計上できるように見込額が示された。

事項	保険者機能強化推進交付金 （見込額）	介護保険保険者努力支援交付金 （見込額）	合計
本広域連合交付金合計	64,475 千円	71,017 千円	135,492 千円
佐賀市	1167 点 42,451 千円	631 点 47,404 千円	1798 点
多久市	1099 点 4,960 千円	635 点 5,200 千円	1734 点
小城市	1008 点 7,877 千円	603 点 9,001 千円	1611 点
神埼市	1042 点 6,544 千円	573 点 6,805 千円	1615 点
吉野ヶ里町	1017 点 2,643 千円	529 点 2,607 千円	1546 点

4 事業計画の評価

① 介護保険事業計画の評価のための評価指標

国の「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」及び佐賀県の実施要領により実施する。

(1) サービス見込量の評価

国が示す次の評価指標により、事業計画値と実績値の差異について、考えられる要因やその確認方法を評価・分析する。

※評価指標

- 要介護認定率 ○受給率 ○受給者1人あたりの給付費
- その他：現状と課題の分析

(2) 自立支援や重度化防止等の取組に関する評価

第8期介護保険事業計画で定める項目について評価する。

○「自立支援、介護予防」に対応する目標

評価する項目	主な取組と評価指標
① 介護支援専門員・介護サービス事業所	○介護支援専門員の質の向上 ～介護支援専門員を対象とした研修会の参加数
② 地域包括支援センター	○おたっしや本舗地域ケア会議の充実 ～自立支援に係る取扱い事例数
③ 在宅医療・介護連携	○市町、郡市医師会、県等と連携した取組の推進 ～在宅医療・介護連携に係る会議の開催数 ～医療・介護関係者研修会の開催数
④ 認知症総合支援	○認知症の人やその家族への支援の充実 ～認知症初期集中支援チームの活動実績 ～認知症カフェ等の設置数 ～認知症サポーターの養成
⑤ 介護予防／日常生活支援	○多様なサービスの充実及び介護予防の普及啓発 ～多様なサービスの実施 ～週1回以上開催の通いの場への参加率 ～介護予防推進員の派遣実績 ○高齢者の社会参加の推進 ～サポーター事業の登録者数
⑥ 生活支援体制の整備	○生活支援の担い手の育成 ～生活援助型訪問サービスヘルパー養成研修の受講者数

○「重度化防止」に対応する目標

評価する項目	主な取組と評価指標
①地域密着型サービス	○地域密着型サービス設置候補者の公募による選定数 ○実地指導の実施数
②介護支援専門員・介護サービス事業所（再掲）	○介護支援専門員を対象とした研修会の開催数・参加数
③介護人材の確保	○介護支援専門員地域同行型研修の修了者数 ○介護職員処遇改善加算の取得促進
④要介護状態の維持・改善の状況等	○要介護認定の変化率

○「介護給付の適正化」に対応する目標

評価する項目	主な取組と評価指標
①介護給付の適正化	○主要5事業のうち、3事業以上の実施等 ※主要5事業 ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費通知

- ② 評価結果の取扱い
県を通じて国に報告する。

- ③ 評価のスケジュール
令和2年度の評価スケジュールを参考とした見通し

令和3年4月～5月 自立支援、介護予防、給付適正化等の取組に関する評価
6月 サービス見込量の評価
↓
介護保険運営協議会に報告

案件 2 地域包括支援センターの設置法人

1 令和3年度地域包括支援センター業務（包括的支援事業）の委託について

本広域連合では、地域包括支援センターの担当圏域を23か所に区分し、構成市町や社会福祉法人等にそれぞれの圏域における業務を委託して、地域包括支援センターを設置している。

令和3年度についても、引き続き現行のセンター運営受託法人に業務を委託し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

	センター名	令和3年度 センター設置法人
1	佐賀市地域包括支援センター	佐賀市
2	佐賀市城南地域包括支援センター	社会福祉法人 つぼみ会
3	佐賀市昭栄地域包括支援センター	社会福祉法人 扇寿会
4	佐賀市城東地域包括支援センター	医療法人 春陽会
5	佐賀市城西地域包括支援センター	独立行政法人 地域医療機能推進機構
6	佐賀市城北地域包括支援センター	社会福祉法人 晴寿会
7	佐賀市金泉地域包括支援センター	社会福祉法人 凌友会
8	佐賀市鍋島地域包括支援センター	医療法人 清友会
9	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	社会福祉法人 福寿会
10	佐賀市大和地域包括支援センター	一般社団法人 佐賀大和地域支援事業連 合会
11	佐賀市富土地域包括支援センター	社会福祉法人 健寿会
12	佐賀市三瀬地域包括支援センター	社会福祉法人 敬愛会
13	佐賀市川副地域包括支援センター	社会福祉法人 こもれび会
14	佐賀市東与賀地域包括支援センター	大和リビングケア株式会社
15	佐賀市久保田地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
16	多久市地域包括支援センター	多久市
17	小城市地域包括支援センター	小城市
18	小城市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 清水福祉会
19	小城市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
20	神崎市地域包括支援センター	神崎市
21	神崎市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 守屋福祉会
22	神崎市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 真栄会
23	吉野ヶ里町地域包括支援センター	吉野ヶ里町

案件3 地域包括支援センターの運営方針

地域包括支援センター業務（包括的支援事業）を委託する際に、法の規定に基づき示している運営方針について、以下のとおり見直す。

1 令和3年度運営方針の見直し概要

(1) おたっしや本舗地域ケア会議の会議機能について

地域ケア会議には、『個別課題の解決』『ネットワーク構築』『地域課題の発見』『地域づくり・資源開発』『政策の形成』の5つの機能がある。

おたっしや本舗地域ケア会議では、これまで『個別課題の解決』『ネットワーク構築』『地域課題の発見』の3つの機能を有するものとしてきたが、地域包括支援センター（以下「センター」という。）においても、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域の資源を活用した取組等を行っているセンターも有することから『地域づくり・資源開発』の機能を追加する。

(2) 総合相談支援業務について

平成30年度から保険者やセンターは、国が策定した全国統一の評価指標に基づきセンター業務の実施状況を評価・点検を行うとともに、業務の改善や体制整備など必要な措置を講じることが求められている。そのため、当該評価指標における未達成の項目については、構成市町との協議の上、順次、センター業務の改善等を図っている。

令和2年度は、未達成項目であった総合相談における相談事例の終結条件について、相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する共通の目安を設定した。この共通条件を定めたことに伴い、総合相談支援業務の進捗管理に係る方針を追加する。

2 主な改正概要

項目	主な改正内容
I 方針策定の趣旨	
II 運営上の基本的な方針	
6 地域ケア会議の運営方針	●「おたっしや本舗地域ケア会議」の会議機能に、地域づくり・資源開発の機能を追加。
IV 業務の実施方針	
1 総合相談支援業務	●広域連合とセンターで相談事例の共通の終結条件を定め、相談事例の適切な進捗管理を行うことを追加。

○『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針</p> <p>I (略)</p> <p>II 運営上の基本的な方針</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 地域ケア会議の運営方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) センターは、個別課題の解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題の発見機能の3つの機能を有する「おたっしゅ本舗地域ケア会議」を主催し、計画的な開催に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>III 運営方針 (略)</p> <p>IV 業務の実施方針</p> <p>1 総合相談新業務</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表1 II-6-(1) 関係 佐賀中部広域連合地域ケア会議実施体制表 (略)</p>	<p>『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針</p> <p>I (略)</p> <p>II 運営上の基本的な方針</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 地域ケア会議の運営方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) センターは、個別課題の解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題の発見機能、<u>地域づくり、資源開発機能の4つの機能を有する</u>「おたっしゅ本舗地域ケア会議」を主催し、計画的な開催に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>III 運営方針 (略)</p> <p>IV 業務の実施方針</p> <p>1 総合相談新業務</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 相談事例の終結条件</u></p> <p>・<u>相談事例において広域連合とセンターの共通の終結条件により、相談事例の適切な進捗管理を行う。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表1 II-6-(1) 関係 佐賀中部広域連合地域ケア会議実施体制表 (略)</p>

令和2年度『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針

I 方針策定の趣旨

この「地域包括支援センターにおける包括的支援事業運営方針」は、佐賀中部広域連合（以下「広域連合」という。）が地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者に対し包括的支援事業（以下「事業」という。）を委託するにあたり、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、実施・運営上の基本的考え、事業推進の指針等を示すものである。

II 運営上の基本的な方針

1 地域包括ケアシステムに係る方針

広域連合は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進に努める。

センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、地域ケア会議等を通じて担当圏域の地域特性や課題を的確に把握し、高齢者にとって最も身近な相談窓口として、また地域におけるネットワーク等の連携拠点として、更にその役割や機能が果たせるよう努める。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた事業運営を行う。
- (2) 担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにする。
- (3) 地域のネットワーク会議等を通じて、地域の住民や関係団体等の意見や、地域が抱える課題を把握し日々の活動に反映させるとともに、解決に向けて積極的に取り組む。

3 ネットワーク構築の方針

事業を効果的に実施するため、地域の保健・福祉・医療の専門職種やサービス提供機関、ボランティア、民生委員等の関係者と幅広く連携し、多職種による地域包括支援ネットワークを構築する。

また、地域のネットワーク会議等を通じて、地域の住民や関係団体等の意見や、地域が抱える課題を把握し日々の活動に反映させるとともに、解決に向けて積極的に取り組む。

4 第1号介護予防支援事業の実施方針

- (1) 第1号介護予防支援事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行う。
- (2) 第1号介護予防支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに一般介護予防事業等を活用した地域における介護予防事業が、当該目標を踏まえ、多様な事業者等から、統合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 第1号介護予防支援事業の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の総合事業実施事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- (4) 第1号介護予防支援事業の実施にあたっては、広域連合、広域連合構成市町（以下「市町」という。）、介護サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- (5) 第1号介護予防支援事業は、自らが指定介護予防支援事業者として行う指定介護予防支援と緊密に連携し実施する。

5 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

センターは地域の介護支援専門員が、介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう、日常的な個別指導や相談支援、困難事例等への指導・助言を適切に行う。

6 地域ケア会議の運営方針

- (1) 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備が同時に図られるため、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの実現に向けた重要な手法としての活用が期待されており、広域連合ではセンターが主催する地域ケア会議、市町が主催する会議、広域連合が主催する会議と3段階の骨組みにより、地域ケア会議を別表1のとおり段階的に推進する。
- (2) センターは、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題の発見機能、地域づくり、資源開発機能の4つの機能を有する「おたっしや本舗地域ケア会議」を主催し、計画的な開催に努める。
- (3) 「おたっしや本舗地域ケア会議」では、個別のケースの支援内容の検討を通じて、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長等地域の多様な関係者が協働し、地域の支援ネットワークの構築を図る。
- (4) 「おたっしや本舗地域ケア会議」では、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点からの個別事例の検討に基づく介護支援専門員のマネジメント支援を実施する。
- (5) 「おたっしや本舗地域ケア会議」を通じて発見された担当圏域の地域特性や地

域課題を広域連合及び市町と共有し、連携強化を図る。

7 広域連合及び市町との連携方針

- (1) センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、広域連合及び市町と密接に連携し適切な事業運営を行う。
- (2) 市町以外の法人が設置するセンター（以下「法人設置センター」という。）を設置する市町は、法人設置センターの後方支援や統括的機能を持つ市町が設置するセンター（以下「基幹型地域包括支援センター」という。）を設置する。
- (3) 基幹型地域包括支援センターは、法人設置センターの指導・監督を行うとともに、相互の理解や情報の共有など、法人設置センターとの一体性や連携の確保に努める。
- (4) 法人設置センターは、市町のまちづくり施策と一体となって、基幹型地域包括支援センターが事業推進のための指導、監督、支援等責任を持って関わっていくことに対し、十分な連携、協力等を行わなければならない。

8 公正性及び中立性確保のための方針

- (1) センターは、介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) センターの運営費用は、住民の負担する介護保険料や、国・県・市町の公費によって賄われていることを十分に理解し、指定介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業においても、特定の事業所等に不当に偏らない事業運営を行うなど、適切な事業運営を行う。
- (3) 圏域全体のセンターの運営方針を協議するために広域連合が設置する「介護保険運営協議会」と、市町の地域の実情に合わせた運営実施を協議するため市町がそれぞれ設置する「地域包括支援センター運営委員会」がそれぞれの役割を担い、センターの公正・中立性及び円滑かつ適正な運営を行う。

III 運営体制

1 センターの担当圏域

担当圏域については、人口規模・地理的条件を勘案し、福祉行政の整合性にも配慮したうえで、圏域を23か所に区分しており、指定介護予防支援事業所としての介護予防支援担当圏域については、センター担当圏域と同範囲とする。

2 センターの職務

- (1) センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に取り組むこと。
- (2) センターは、業務の遂行にあたり本運営方針を理解し、その達成状況について評価を行う。
- (3) センターは、地域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、目標達成に向

けて事業運営に努めるとともに、各年度の目標に対する事業の評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決の方法を検討する。

3 職員の姿勢

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者（以下「管理者」という。）は、センターにおける事業及び指定介護予防支援事業の実施状況を把握し、広域連合及び市町との連携・報告を密にし、その管理を一元的に行う。
- (2) センター長または管理者は、センターの事業に従事している職員、指定介護予防支援事業所の職員、その他の従事者（以下「センター職員」という。）及びセンター全体の業務を把握し、一部の業務や、一部の職員に業務が集中することのないよう業務管理に努める。
- (3) センター職員は、公正・中立な立場であることを共通認識として持ち、センターの設置目的と基本的機能を理解した上で、業務を遂行する。
- (4) センター職員は、情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。
- (5) センター職員は、地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

4 職員の資質の向上

- (1) 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取り組みを積極的に行う。
- (2) センター職員の専門性の向上のため、研修に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有するために、受講報告・伝達の工夫等が行えるよう体制を整える。

5 個人情報の保護

- (1) センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められる。センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的での使用や、不特定多数の者に漏れることのないよう個人情報の保護に留意し、情報管理等を適切に行う。
- (2) 万が一個人情報に漏れがあった場合、又はそのおそれがあることを知った場合は速やかに広域連合及び市町に報告し、指示に従う。
- (3) センター長または管理者は個人情報の保護に関する責任者として、個人情報保護のための対応を全てのセンター職員へ周知する。
- (4) 個人情報に関する広域連合の取扱方針に従って、センターは個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）の整備を行う。

6 書類の整備

相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

7 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

8 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて、速やかに広域連合及び市町に報告する。

IV 業務の実施方針

1 総合相談支援業務

(1) 支援における前提

- ・センターの業務を適切に実施していくため、またセンター業務への理解と協力を得るために、地域住民及び関係者へ積極的な広報に努める。
- ・高齢者及び家族、その他関係機関等からの相談は、すべての業務の入り口となるため、目的や意義を認識し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローする。
- ・相談等に対応するための適切なスペースを確保する等、相談者のプライバシーが確保される環境の整備に努める。

(2) 地域におけるネットワークの構築

- ・多職種・多機関が連携することにより、支援の客観性や専門性を高めることが可能となる。これら、ネットワーク構築の利点や重要性について地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ・サービス提供機関や専門相談機関、ボランティア、NPO法人などのインフォーマルサービス等、活用可能な機関・団体等の社会資源の把握を行うと共に、これらのネットワーク等について構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリスト化し、既存及び新たに構築したネットワークについてセンター職員で共有し、ネットワークが相互に連携し、継続できるよう意識した活動に取り組む。

(3) 実態把握

- ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
- ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(4) 総合相談支援

- ・課題を明確にした上で初期対応を適切に行い、支援を継続する。特に関係機関からの相談に対しては対応後の報告を速やかに行い、信頼関係構築に努める。
- ・相談記録を速やかに作成し、緊急時には、担当者が不在であっても対応できる

体制を整える。

(5) 困難事例への対応

- ・困難事例（重層的課題がある・支援拒否・既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が関係機関と連携して対応策を検討し、適切な対応を行う。

(6) 相談事例の終結条件

- ・相談事例において広域連合とセンターの共通の終結条件により、相談事例の適切な進捗管理を行う。

2 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

- ・権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、高齢者に関わる関係機関・地域団体や住民等が理解を深め、防止するための啓発を行う。

(2) 成年後見制度の活用促進

- ・認知症などにより判断能力の低下が見られる支援が必要な高齢者に対して、適切な介護サービスの利用や、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が必要かどうかを判断する。
- ・成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。なお、申立て可能な親族がない場合等は市町担当課に報告し、市町申立てへつなげる。

(3) 高齢者虐待への対応

- ・地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止 及び 早期発見に取り組む。
- ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び各市町の「高齢者虐待マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市町担当課と連携を図り、適切な対応を行う。

(4) 消費者被害の防止

- ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して対応できる体制を整備する。
- ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できる

よう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

- ・介護支援専門員の日常的業務や支援困難事例に関し、専門的な見地から支援方針を検討し、指導助言や相談等の対応を行い、業務の円滑な実施を支援する。
- ・地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を図る。
- ・介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、事例検討会、研修会等、相互の情報を共有できる取り組みを行い、課題解決能力を高める支援に努める。

なお、開催にあたっては、地域の介護支援専門員との協働で企画する等、主体的に参加できるよう取り組みを行う。

- ・介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催する。

4 その他

(1) 生活支援体制整備事業の連携方針

- ・センターは生活支援コーディネーターを配置し、広域連合及び市町と連携しながら、生活支援コーディネーターを中心に担当圏域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。
- ・法人設置センターに配置される生活支援コーディネーターは事業推進のために市町の設置する第1層協議体及び第1層生活支援コーディネーターと一体になって適切な事業運営を行う。

(2) 認知症総合支援事業の連携方針

- ・センターは認知症地域支援推進員を配置し、広域連合及び市町と連携しながら、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。
- ・法人設置センターに配置される認知症地域支援推進員は事業推進のため市町の認知症施策と一体となって適切な事業運営を行う。

(3) 運営受託法人の役割

- ・運営受託法人は、センターが公正・中立な立場で業務が遂行できるよう支援する。

支援にあたっては、センター長または管理者から運営状況や職員の業務内容についての報告・相談を受け、適切に対応する。

(4) 変更届出書の提出

介護保険法施行規則第140条の6第5項第2号から第11号までに掲げる内容に変更がある場合、変更日から10日以内に変更届出書を提出する。

別表1 II-6-(1) 関係

佐賀中部広域連合地域ケア会議実施体制表

レベル（主催）		会議名	目的	会議参加者	会議の機能				
					A	B	C	D	E
①	センター	おたっしや本舗 地域ケア会議	個別ケースの支援 内容の検討等	ケースに関わる参加 者や直接サービス提 供に当たらない専門 職も参加（実務者レ ベル）	○	○	○	○	-
②	連合	地域ケア 連絡会議 連合⇄センター	センター同士の意 見交換、成功要因 の共有、各生活圏 域における地域課 題の集約	センター職員、各市 町担当課職員、連合 担当課職員	-	-	○	-	-
	市町	市町⇄センター		センター職員、各市 町担当課職員					
③	市町	地域ケア 推進会議	地域課題（市町レ ベル）の解決に向 けた検討	市町レベルの代表者 例）各市町地域包括 支援センター運営協 議会等	-	-	-	○	○
③	連合	地域ケア 推進会議	地域課題（広域レ ベル）の解決に向 けた検討	広域レベルの代表者 例）介護保険運営協 議会等	-	-	-	○	○
④	連合	プラン 検討会議	個別ケースの支援 内容の検討等	ケースに関わる参加 者やリハビリテーシ ョン専門職等、連合 担当課職員	○	-	○	-	-

備考 会議の機能

A 個別課題解決、B ネットワーク構築、C 地域課題の発見、D 地域づくり・資源開発、E 政策形成

案件4 地域密着型サービス事業者及び特定施設入居者生活介護事業者の選定について

1 介護サービスの基盤整備の考え方

佐賀県では、第8期においても、介護保険施設の新設・増床は原則として行われ
ないこととなっている。

こうした状況において、介護老人福祉施設の入所待機者で、在宅で過ごされてい
る介護度の高い方、介護度が低くても入所の必要性が高い方への対応が重要となる。
また、介護と就労の両立ができなくなり、離職しなければならない人をなくすため
に、家族介護者のニーズに柔軟に対応できるサービスの充実が必要となる。

このため、本広域連合では、「特定施設入居者生活介護」や「認知症対応型共同
生活介護（グループホーム）」といった居住系サービスの整備を進めるとともに、
「定期巡回・随時対応型訪問介護」や「小規模多機能型居宅介護」といった在宅生
活を支えるサービスの地理的配置バランスを勘案した整備を進め、これらの地域密
着型サービスの充実を図ることとしている。

2 地域密着型サービス事業者及び特定施設入居者生活介護事業者の選定

地域密着型サービス事業者については、第8期においても、公平・公正を期する
ため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス運営委員会の意見を
踏まえた上で選定し、指定を行うこととしている。

また、特定施設入居者生活介護事業所についても、当該サービスが総量規制の対
象であることから、事業者のサービス参入の公平性を確保するため、事業者の選定
については第7期までと同様に、公募により行うこととする。

3 令和3年度の事業者選定スケジュール

特定施設入居者生活介護事業者の選定については、これまで補助金の対象ではな
かったため、地域密着型サービス事業者の選定期間と重ならないように事業計画初
年度の後半に行っていたが、令和3年度は、次年度の当初予算の計上に間に合うよ
うに、地域密着型サービス事業者と同じスケジュールによる選定を検討している。

(1) 設置候補者選定のスケジュール案

令和3年5～6月	募集に関する公表、募集期間	
6～7月	書類審査等	
7月	地域密着型サービス運営委員会	→ 設置候補者決定

(2) 公募対象サービス

ア 特定施設入居者生活介護	
募集定員数	120

イ 地域密着型サービス

	地域密着型サービスの種類	整備見込数	生活圏域
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2(※1)	全域
②	小規模多機能型居宅介護	3(※1)	全域
③	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	2(※1)	全域
④	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5ユニット	全域
⑤	夜間対応型訪問介護	定めなし	全域
⑥	認知症対応型通所介護(共用型除く)	定めなし	全域
⑦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0(※2)	—

※1 ①～③の整備数については、あくまで見込み数であるため、選定の結果によって変動する。

※2 新設は対象外となり、対象は既存施設の変更のみとなる。

(参考)

◎ 特定施設入居者生活介護の整備状況

所在地	事業所数計	定員計	左のうち第7期選定分	
			事業所数	定員数
佐賀市	12	295	(4)	(116)
多久市	2	120		
小城市	1	30		
神崎市	3	120	(1)	(30)
吉野ヶ里町	0	0		
計	18	565	(5)	(146)

◎ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の設置状況

日常生活圏域	設置数 (ユニット数)	左のうち 第7期 選定分	日常生活圏域	設置数 (ユニット数)	左のうち 第7期 選定分
①佐賀	3		⑬川副	7	
②城南	3		⑭東与賀	4	
③昭栄	5		⑮久保田	2	
④城東	5		⑯多久	4	
⑤城西	7		⑰小城	5	
⑥城北	3	(1)	⑱小城北	3	
⑦金泉	6		⑲小城南	5	(1)
⑧鍋島	5		⑳神埼	5	(1)
⑨諸富・蓮池	6		㉑神埼北	0	
⑩大和	6	(1)	㉒神埼南	4	
⑪富士	2		㉓吉野ヶ里	4	(1)
⑫三瀬	1		計	95	(5)

議事 3 その他

案件 1 新型コロナウイルス感染症への対応

1 介護保険料の減免について（業務課対応）

新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、2月末時点で65件、4,296,977円の減免を行った。

【参考】 1月末時点 58件、3,735,709円

2 要介護申請に係る更新認定について（認定審査課対応）

国の「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（その1からその5まで）に基づき、介護保険施設等が面会禁止の措置を講じるなど、認定有効期間満了までに認定調査を実施することが出来なかった場合に認定有効期間を12か月延長した。

○有効期間12か月延長実績

認定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
件数	1	53	14	3	2	1	6	7	1	3	91

3 介護認定審査会について（認定審査課対応）

介護認定審査会については、次の感染対策を施しつつ、対面で行っている。

- ①マスクの着用
- ②24時間換気、空気清浄機の設置、少人数、席の配置を離す、アクリル板の設置などで3密を回避する。
- ③入口に消毒液の設置
- ④審査会の開催前と終了時に手に触れる場所（机、パソコンなど）を消毒する。
- ⑤できるだけ短時間で審査を行う。

4 介護事業所等への指導等事務について（給付課対応）

- ①各介護サービスの人員・運営基準の特例等や感染拡大防止に関する国の通知を事業所へ周知した。
- ②感染予防のための職員体制、運営等に関する事業所からの相談に対応した。
- ③感染者が発生した事業所からの報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。
- ④連合ホームページへの資料掲載により、集団指導を実施した。また、緊急事態宣言の期間のほか、県内において感染が拡大した時期以外について、感染予防に努めながら、実地指導を実施した。
- ⑤介護事業所等を対象とした研修会については、感染予防のため、Web(ZOOM)を活用したオンラインによる研修として開催することとした。